

番号	質問内容	回答
1	<p>公募型プロポーザル参加申込に必要な、審査書類において、④及び⑤について、所在地、位置図、見取り図を記載する際には、住所や図上に会社が特定できる会社名等の表記を行う必要があると考えますが、副本には、会社名などが特定できないようにすることとなっていますが、誤りではないでしょうか。ちなみに、前回(令和2年)の際は、正副分けてではなく、2部提出となっていました。</p>	<p>誤りではありません。実施要領のとおり、正本1部、副本6部の提出をお願いします。</p>
2	<p>プロポーザル参加申込を行い、参加資格の決定通知をいただいた後、プレゼンテーション参加書類の提出期間内に、プレゼンテーション辞退届を提出し、プレゼンテーション参加に必要な書類(様式7-1, 7-2, 様式8, 様式9)を提出しない場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなるのか、失格又は無効となるのか、どのような取扱いになるのでしょうか。また、その場合は、何らかのペナルティが課せられることはあるのでしょうか。</p> <p>プレゼンテーションを辞退し見積書なども未提出の場合に、参加資格自体が取り消されるのではなく、書類審査の点数が本プロポーザルの全体の結果に反映されるのでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションを辞退されますと、プロポーザル参加そのものの辞退として取り扱います。又審査・評価を行わず、書類審査の点数は反映されません。</p> <p>ペナルティについては「交野市一般廃棄物(ごみ)等収集運搬業務委託公募型プロポーザル実施要領」にある「15. その他」(5)に該当するため、一切の不利益な取扱いはいたしません。</p>